障がい者の福祉制度

R2.12訂

制度 ＼ 障がいの種別・等級			身体障害者手帳																						療育手帳		精神保健福祉手帳			手続き及び相談窓口	備考
			視覚障がい						聴覚・平衡機能障がい					音・言		肢体不自由						内部障がい				知的障がい		精神障がい				
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	1	2	3		
医療費助成	自立支援医療	更生医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						福祉課	18歳以上対象。指定医師の意見書が必要。
		育成医療	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						福祉課	18歳未満対象。指定医師の意見書が必要。
		精神通院																										○	○	○	福祉課	指定医師の診断書が必要。
	障害者医療費助成制度		○	○					○							○	○					○	○	○		○		○			福祉課	所得制限有。
	補装具費の支給（購入・借受け・修理）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△						福祉課	一部負担有。18歳以上は更生相談所で判定。一部所得制限有り。
	後期高齢者医療制度		○	○	○				○	○				○	○	○	○	○	△			○	○	○		○		○	○		健康推進課	65歳以上対象。後期高齢者医療保険制度を選択することが可能。
	特定疾患		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						仙南保健福祉事務所	手帳ない場合も可。
年金・手当等	特別児童扶養手当		○	○	○				○	○				○	○	○	○	○	△			○	○	○		○	△				子ども家庭課	20歳未満対象。所得制限有。
	障害年金等		△	△	△				△	△				△	△	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△	健康推進課	20歳以上対象。所得制限一部有り。障がい者になった時点の年齢・加入年金制度によって申請窓口が社会保険事務所・共済組合または市町村と異なる。
	特別障害者・障害児福祉手当		△	△					△							△						△				△		△			福祉課	所得制限有。入院・施設入所中は非該当。
	障害者扶養共済制度		○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		○	○	△	△	△	福祉課	65歳未満の健康な保護者が加入可能。
日常生活援助	居宅介護、短期入所等障害福祉サービス		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	福祉課	障害者総合支援法支給基準による。65歳以上は介護保険優先。
	日常生活用具の給付		○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	福祉課	一部負担有。部位で決定。
	タクシー運賃割引制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				各会社窓口	利用料金の10％割引。タクシー乗務員に手帳を提示。
	デマンド型乗合タクシー はなみちゃんGO 利用料割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	予約センター ℡0224-55-3001	利用料金が半額（大人300円⇒150円）。利用者登録が必要。
	ＪＲ旅客運賃割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				ＪＲ　窓口	【1種】介護者と乗車する場合、乗車区間の距離制限無し。各駅相互間50％割引（介護者も適用）。 障がい者本人が単独乗車の場合、片道101km以上利用に限り50％割引。 【2種】片道101km以上利用のとき本人のみ50％割引。
	仙台市営地下鉄運賃割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	仙台市交通局総務課 ℡022-712-8305	50％割引。定期23.1％割引（大人定期旅客運賃のみ、精神障がい者は除く）。
	民営バス運賃割引		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各会社窓口	50％割引。定期30％割引（大人のみ）。バス会社により割引無い場合あるので確認必要。
	航空運賃割引（国内線全区間）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各航空会社	定期航空路線の国内線全区間で満12歳以上の手帳所持者及び介護者1名が対象。 割引運賃及び購入手続きは、各事業者へ確認。
	NHK放送受信料	全額免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	福祉課	手帳所持者の世帯全員（世帯分離者含む）が町民税非課税
		半額免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△					△	△			△		△			福祉課	手帳所持者が世帯主でNHK受信契約者の場合
	郵便料金（盲人用）の割引		○	○	○	○	○	○																							郵便局	半額（点字のみ無料）
	NTTふれあい案内		○	○	○	○	○	○								△	△									○	○	○	○	○	NTT東日本 ℡0120-104174	事前に登録でNTTの番号案内（104）が無料。 ※肢体不自由1・2級は、体幹・上肢機能障害及び脳原性運動機能障害に限る。
	携帯電話（基本使用料等割引）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各契約会社窓口	割引内容や手続等は各社異なる。
	有料道路障害者割引制度（半額）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					福祉課	【1種】 本人運転及び同乗 【療育A】同乗 【2種】 本人運転に限る
	駅前駐車場・自転車駐車場の割引制度（半額）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						都市建設課	町で管理を行う駅前駐車場・自転車駐車場の利用料金を半額免除。 都市建設課へ事前申請が必要。
	駐車禁止除外指定		○	○	○	△			○	○						○	○	△	△	△	△	○	○	○		○		○			大河原警察署交通課 ℡0224-53-2211	公安委員会の行った駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除外される。
	ゆずりあい駐車場利用制度		○	○	○	○			○	○	△	△				○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○		○			仙南保健福祉事務所	県が指定した障害者等用駐車区画を利用する際の利用証の交付。県外の駐車区画も対象。
税関係	所得税・町県民税の障害者控除		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署・課	【身体1・2級、療育A、精神1級】 は、特別障害者控除 【身体3～6級、療育B、精神2・3級】 は、障害者控除
	相続税の障害者控除		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	【身体1・2級、療育A、精神1級】 は、特別障害者控除 【身体3～6級、療育B、精神2・3級】 は、障害者控除
	贈与税の障害者控除		○	○					○							○	○					○	○			○		○			税務署	税務署（柴田町民の場合は大河原税務署）で手続き。
	個人事業税の非課税制度		○	○	△																										県税事務所	重度視覚障がい者（全盲又は両目の視力が0.06以下）であんま、マッサージ、はりきゅう等医業に類する事業を行う場合は非課税。
	利子の非課税制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	金融機関	郵便局、銀行等の窓口で手帳提示して、各機関で手続き
	自動車税、軽自動車税の種別割・環境性能割の減免（上限有、軽自動車税の種別割は全額）	本人運転	○	○	○	○			○	○				○		○	△	△	△	△	△	○	○	○				○			本人運転は県税事務所 家族運転は福祉課 軽自動車税は町税務課	肢体不自由の場合【本人運転】 上肢1～2級、下肢1～6級、体幹1～3、5級 【家族運転】 上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～3級 本人名義（身体障がい者が18歳未満、知的障がい者は生計同一家族名義含む）の車 本人が長期入院・施設入所中は非該当 二つ以上の障害が重複する場合、総合の級により判定
		生計同一家族運転	○	○	○	○			○	○				○		○	△	△				○	○	○		○		○				
災害関係	避難行動要支援者名簿登録		○	○	○	△	△	△	○	○	△	△	△	○	△	○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△	△	△	福祉課	柴田町では災害が起きた時に、自力、家族だけでは避難できない等の場合に対して「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。支援を必要とされる方は「避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書」を福祉課まで提出してください。 ※障害等級4～6級の方でも希望により申請可能。

注：○記号はその障がい程度であれば、おおむね対象者になる場合を示しています。△記号はその障がい程度の一部の方のみ対象者になる場合を示しています。

その他：「在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業（呼吸器機能障害または心臓機能障害）」「自動車運転免許取得費補助（身体・知的・精神障害者）」「自動車改造費補助（重度身体障害者）」「日中一時支援事業」などあります。詳しくは右記へお問い合わせください。

/// お問い合わせ先 ///
柴田町福祉課　℡ 0224－55-5010